

令和7年度 交通安全施設設計業務委託 市道 球場回り線

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、伊那市が実施する「令和7年度 交通安全施設設計業務委託 市道 球場回り線」に適用する。本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務共通仕様書 令和7年10月 長野県」（以下「共仕」という。

「<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/itakukaisei.html>」）とする。

(業務目的)

第2条 本業務は、市道球場回り線の道路改良事業（歩道設置）設計をし、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務は、共仕「道路編」に基づき歩道詳細設計を行うものであり、主な設計内容は下記のとおりとする。

1 歩道詳細設計

共仕「7-4-10 歩道詳細設計」に基づき業務を行うものとする。設計対象項目は下記のとおりとする。なお、下記以外については発注者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 歩道詳細設計

- 設計計画
- 現地踏査
- 平面・縦断設計
- 横断設計
- 小構造物設計
- 設計図
- 数量計算
- 照査
- 報告書作成

(2) 設計範囲

別紙平面図による

(使用する技術図書及び法令)

第4条 本業務で、使用する技術図書及び法令は、共仕の主要技術基準及び参考図書によるもののほか、以下のとおりとし、その他準拠する技術書及び法令がある場合には、事前に発注者の承諾を得るものとする。

令和7年度 土木工事数量算出要領（案） 令和7年4月 国土交通省

(打合せ協議)

第5条 打合せは、原則として業務着手時、中間時3回、業務完了時の計5回行うものとし、打合せ場所は伊那市役所とする。また、このほかに必要に応じて打合せを実施するものとする。業務着手時及び業務完了時の打合せには、管理技術者および照査技術者が立ち会うものとする。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に発注者による履行確認を行うものとする。

(再委託)

第6条 1 契約書第7条第1項における「主たる部分」とは、共仕第3-1-28に示すものとする。

2 共仕第3-1-28第4項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

- ・再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- ・再委託の相手方再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階

階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

(成果品の提出)

第7条 成果品は、共仕 3-2-11 設計業務の成果に準じて 2 部提出する。

提出場所は伊那市役所建設課とする。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 電子媒体 (CD-R 等) | 2 部 |
| 2 その他発注者が必要と認めたもの | 1 式 |

(行政情報流失防止対策の強化)

第8条 1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流失防止対策をとらなければならない。

2 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流失防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

(貸与資料)

第9条 本業務にあたっては、下記に示すほか監督職員が必要と認めた資料を貸与できるものとする。

- ・令和7年度 交通安全施設測量業務委託 市道 球場回り線 報告書
- ・令和7年度 交通安全施設路線測量業務委託 市道 球場回り線 報告書

(疑義)

第10条 受注者は、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合、又は、本特記仕様書に定めなき事項については、発注者と協議するものとする。

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

(関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティー対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティー対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティー対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティーの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティー対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティー対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティー機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。